

公聴会の開催の中止について（公告）

新潟県都市計画公聴会規則（昭和44年新潟県規則第75号）第5条の規定により、五泉都市計画道路の変更の素案についての公聴会の開催を中止する。

令和元年6月7日

新 潟 県

代表者 新潟県知事 花 角 英 世

- 1 中止となる公聴会の日時
令和元年6月13日（木） 午後7時から
- 2 中止となる公聴会の開催場所
五泉市太田1094番地1
五泉市役所 3階 301会議室